

動物取扱業者が活用できる融資制度

【ブリーダー 向け】

農業者向け資金

制度の概要（農業者等が必要とする事業資金を融通）

・日本政策金融公庫の農業者向け資金

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金など

【問合せ】全国の日本政策金融公庫の支店

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>



・民間融資機関の農業者向け資金

農業近代化資金、銀行等プロパー資金など

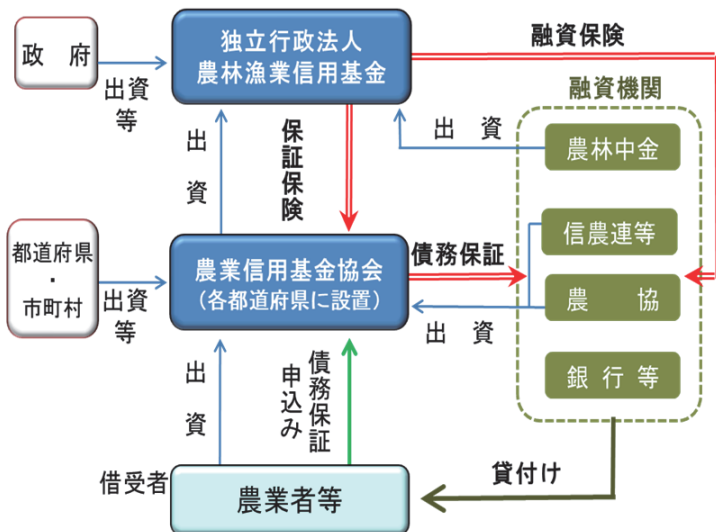
※民間融資機関の農業者向け資金を借り入れる際、農業信用基金協会の保証保険制度を活用することで、円滑な資金調達が可能となります。

※農業近代化資金は、都道府県によって運用が異なる場合がありますので、融資を受けられるかどうかは、問合せ先でご確認ください。

【問合せ】融資に関するお問合せはそれぞれの民間融資機関へご相談ください。

農業信用保証保険制度

<制度の仕組み>



農業者等が出資（1口1万円以上）して、農業信用基金協会の会員になることで債務保証が利用できます。

◆債務保証に関するお問合せはお住まいの都道府県農業信用基金協会へご相談ください。

対象融資機関：

農協、農林中金、銀行、商工中金、信用金庫等で農業信用基金協会と債務保証契約を締結している金融機関が対象です。

債務保証の限度額：

個人3,600万円、法人7,200万円（ただし、経営状況により実際の保証額が異なります。）

【問合せ】全国の農業信用基金協会

参照：https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyoukai_list.html

<https://www.jaffic.go.jp/guide/target/financial.files/nougyou-pamphlet.pdf>



作成：環境省自然環境局 動物愛護管理室 TEL 0120-323-750 (コールセンター, 通話無料)

動物取扱業者が活用できる補助金

【ブリーダー、ペットショップ、第二種動物取扱業者 向け】

小規模事業者持続化補助金

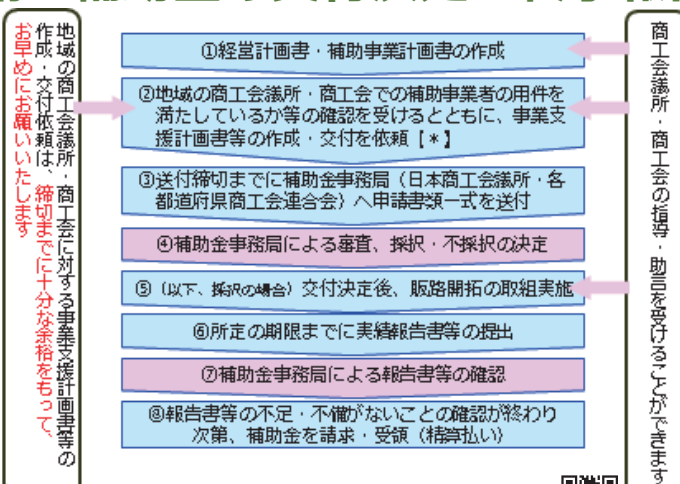
制度の概要

- ・小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む地道な販路開拓等（生産性向上）の取組やこれとあわせて行う業務効率化の取組を支援
- ・補助対象者：いずれかの業種に該当すること（相談窓口で確認して下さい）
業種）商業・サービス業 人数）常時使用する従業員の数5人以下
業種）製造業その他 人数）常時使用する従業員の数20人以下
- ※会社および会社に準ずる営利法人、個人事業主、一定の要件を満たしたNPO法人（任意団体等は対象外）。
- ※第一種動物取扱業、第二種動物取扱業ともに任意団体等として対象にならない場合がありますので、相談窓口で確認して下さい。
- ・補助額：上限50万円（一般型）、補助率：2／3（一般型）
- ・補助対象：店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など（一般型）
- ・補助対象経費：①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、⑫委託費、⑬外注費

※次の(1)～(3)の条件をすべて満たすこと。

- (1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2)交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- (3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

申請・補助金の交付決定・終了報告の流れ



【商工会議所事務局】 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

【商工会事務局】 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

- ・申請・相談窓口：
全国の商工会議所・商工会
- ※商工会議所・商工会の会員でなくても申請が可能
- ※経営計画の作成にあたっては、商工会議所・商工会の助言等を受けること。
- ※申請書のひな形は補助金事務局HPよりご確認下さい。

■ 全国の商工会議所 
<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

■ 全国の商工会 
https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754

作成：環境省自然環境局 動物愛護管理室 TEL 0120-323-750（コールセンター、通話無料）